



令和 6 年度

市有財産の公募売却実施要領

(条件付先着順売払方式)

令和 6 年 1 2 月

大崎市総務部財政課

目 次

1	概要	1 ページ
2	売却参加資格	1 ページ
3	特約条件	1 ページ
4	売却に係る条件	2 ページ
5	下見会の開催について	3 ページ
6	売却申込に必要な書類	4 ページ
7	売却申込	5 ページ
8	質問, 回答	5 ページ
9	売却価格（最低売却価格）	6 ページ
10	売却の心得	6 ページ
11	売却申込受付日時, 受付会場	6 ページ
12	売却の中止	6 ページ
13	無効となる申込	7 ページ
14	落札者の決定	7 ページ
15	契約保証金	7 ページ
16	契約の締結, 売買代金の納付	7 ページ
17	所有権移転	8 ページ
18	売却要領の周知	8 ページ

（様式等）

市有地買受申込書	9 ページ
別紙（共有名義者用）	10 ページ
誓約書	11 ページ
質問・回答書	12 ページ
委任状	13 ページ
物件調書（売却物件の概要等）	14 ページ

1 概 要

大崎市では、市有財産の有効な利活用を図るため、この要領に定める条件により、次の財産に係る買受者を条件付先着順売払方式により募集します。

※物件調書はあくまで参考であり、現況を優先としますので、売却に参加される方は、必ず物件の調査をしたうえで売却に参加してください。

(1) 売却物件の概要

物件 番号	所在地	面積 (㎡)		地目	
		登記	実測	登記	現況
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2	961.51	961.51	宅地	宅地
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3	7,671.82	7,671.82	宅地	宅地

(2) 売却方法 条件付先着順売払方式

2 売却参加資格

売却に参加できる者は、個人、法人を問いません。また、2人以上の「共有名義」で参加することもできます。ただし、次に掲げる者は、売却に参加できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 大崎市から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による指名停止措置を受けている者
- (4) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は法人の役員等が同条例第5条に規定する暴力団員及び関係者等と認められる者
- (5) 不動産の売買にかかる契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者

3 特約条件

売買契約には、契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間について次の特約を付します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

- 2号)第2条第1項に規定する風俗営業等及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転又は貸すことはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団の事務所及び同条第6号に規定する暴力団員の住居その他これらに類するものなど公序良俗に反する用に供すること、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転又は貸すことはできません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の施設に係る用に供すること、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転又は貸すことはできません。
- (4) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割にあたる金額を違約金として、市に対し支払っていただきます。

4 売却に係る条件

売却に係る条件は、次のとおりです。必ず売却参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

- (1) 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- (2) 売却するすべての物件の土地について、確定測量を実施しています。
- (3) 現況有姿の引渡しとなります。物件の敷地内(地中を含む)にごみ・ガラ・碎石・切株等が存在しても、市は撤去及びその費用負担等について対応いたしません。また、物件及び隣接地のブロック塀等が地上及び地下にて境界を越えている場合においても、市は移設、撤去、再築造及びその費用負担等について対応いたしません。
- (4) 工作物や枝葉の越境等があった場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。
- (5) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣地等に電柱(電信柱、電柱付属品、電線等を含む)・支線・ごみ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いに

については、設置者及び管理者等にお問い合わせください。

- (6) 契約締結後に売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。(契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。)
- (7) 売却するすべての土地において、土壌汚染調査及び地質調査は実施していません。土壌汚染が存在したとしても、市は土壌対策の費用負担等について対応いたしません。
- (8) 売却するすべての土地において、埋設物の状況調査は実施していません。市として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。
- (9) 物件の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (10) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とします。
- (11) 物件敷地内で発生する廃棄物については、物件敷地内にゴミ集積場等を設置して対応して頂きます。ゴミ集積場等の設置については、環境保全課や地縁団体(町内会、行政区)に対して、設置前に事前に相談してください。
- (12) 購入者は、物件所在地の地縁団体(町内会、行政区)等と良好な関係を育むよう努めてください。

5 下見会の開催について

物件の下見会を次のとおり行います。参加を希望される方は、財政課へ予約の連絡をしてください。

なお、下見会に参加しなくても売却に参加できますが、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先とします。

また、下見会は、あくまで現況の状態を見ていただくものであり、追加で情報提供をするものではありません。

必ず物件の調査をしたうえで売却に参加してください。

(1) 物件の場所

物件 番号	物件所在地	日 程
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2	連絡先に連絡し、見学日時について、 予約をお願いいたします。
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3	

(2) 連絡先

大崎市役所 総務部財政課管財担当

電話 0 2 2 9 - 2 3 - 5 1 7 7 内線 3 0 5 1

(3) 現地への交通手段について

現地は、駐車スペースに限りがあります。

6 売却申込に必要な書類 ※ 提出された書類は返還しません。

個人・法人共通

(1) 市有地買受申込書（申込者の登録印鑑を押印してください。）

※ 共有名義での申込みの場合は、別紙（共有名義者用）を提出してください。

(2) 誓約書（申込者の登録印鑑を押印してください。）

(3) 登録印鑑（代理人が売却する場合は、代理人の印鑑）

(4) 委任状（代理人が売却する場合又は共有名義の場合）

(5) 売却封筒（封筒には、物件番号、所在地、申込者名を明記し、「市有財産
公募売却」と表記し、書類をすべて封入してください。）

個人

①住民票抄本（外国人の場合は、外国人登録証明書。）

②身分証（マイナンバーカード、運転免許証の写し等）

③印鑑登録証明書

※ 共有名義での申込みの場合は、構成者全員の書類が必要です。

法人

①登記事項証明書（会社・法人）

②印鑑証明書

※ 共有名義での申込みの場合は、構成者全員の書類が必要です。

7 売却申込

（１）申込み方法

市有地買受申込書及び誓約書は、総務部財政課管財担当で受け取るか、大崎市ウェブサイト（<https://www.city.osaki.miyagi.jp>）よりダウンロードし作成してください。

作成した申込書等は、必要事項を記入、押印し、添付書類と併せて、次の宛先まで提出してください。

その際、収受印を押印した「市有地買受申込書」の写しを必ず受け取って下さい。

（宛先）

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号 大崎市総務部財政課（管財担当）

電話番号 0229（23）5177 （内線3051）

（２）受付期間 月曜日から金曜日まで

（土曜日、日曜日及び休日、年末年始〔12月29日～1月3日〕を除く）

（３）受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 質問、回答

（１） この売却に関する質問がある場合は、質問・回答書により受け付けますので、持参又は電子メール（zaisei@city.osaki.miyagi.jp）若しくは郵送により大崎市総務部財政課（管財担当）に提出してください。

先着順の売却申込の受付のため、質問を送付した際は、合わせて財政課管財担当へ電話連絡をお願いします。

（２） 質問事項に対する回答については、大崎市ウェブサイト

（<https://www.city.osaki.miyagi.jp>）にて質問を収受した日から10日後までに随時掲載することにより公表します。

9 売却価格（最低売却価格）

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目	売却価格 (最低売却価格)
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2	961.51	宅地	9,710,000 円
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3	7,671.82	宅地	51,500,000 円

10 売却の心得

- (1) 売却に参加する申込者及び代理人（以下「買受者」という。）は、この要領に示す売却条件等、売却に必要な事項について熟知しておかなければなりません。
- (2) 複数の物件に参加する場合は、市有地買受申込書、委任状は、物件ごとに作成してください。

11 売却申込受付日時、受付会場

- (1) 売却申込受付日時 随時（条件付先着順売払方式）

物件 番号	所在地
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3

- (2) 受付会場 大崎市役所本庁舎 4 階財政課（大崎市古川七日町 1 番 1 号）
- (3) 駐車場は、市役所駐車場を利用願います。駐車券につきましては、本庁舎 1 階総合案内窓口にて無料処理いたします。

12 売却の中止

- (1) 売却の執行が困難な特別の事情が生じた場合は、売却を中止又は延期する場合があります。
- (2) 売却を中止した場合において、買受者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

1 3 無効となる申込

- (1) 売却に参加する資格を有しない者が申込したとき。
- (2) 同一件名の申込において、買受者が2つ以上の申込をしたとき。
- (3) 申込書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、買受者の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ア買受者の記名押印及び訂正印を欠く申込
 - イ誤字、脱字等により意思表示が不明である申込
 - ウ件名等の錯誤がある申込
- (4) 委任状を提出しない代理人が申込したとき。
- (5) 買受者が協定して申込したと認められるとき。
- (6) 契約保証金が期日までに納付されないとき。
- (7) その他、申込に際し不正の行為があったとき。

1 4 落札者の決定

- (1) 先着順で、落札者を決定します。
- (2) 市が定める書類が不備なく提出された場合に、書類を受け付け、その時点で落札者とします。
- (2) 落札者となるべき買受者が2人以上いる場合には、くじで落札者を決定します。

1 5 契約保証金

- (1) 売買契約の契約締結までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上の金額を納付いただきます。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当します。

1 6 契約の締結、売買代金の納付

- (1) 契約手続については、書類提出後、財政課において、落札者（契約者）に対し説明を行います。なお、契約者は市有地買受申込者の名義となります。
- (2) 落札者には、落札後、速やかに市有財産譲渡申請書を提出していただき、落札日から7日以内に契約を締結していただきます。

- (3) 契約書に必要な収入印紙は落札者負担となります。
 - (4) 落札者が契約を締結しない場合には、その落札決定は失効します。
 - (5) 売買代金の納付については、市が発行する納入通知書にて契約日より、40日以内に納付していただきます。
- なお、市は、支払いに関して、借入などの斡旋はしていません。

1 7 所有権移転

- (1) 落札者の売買代金の納付を確認後、所有権移転登記を大崎市で行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担となります。
- (3) 落札者が個人の場合、登記に住民票の写しが必要となります。

1 8 売却要領の周知

この要領は市政情報センター（本庁舎1階）及び大崎市ウェブサイト (<https://www.city.osaki.miyagi.jp>) に掲載するものとします。

市有地買受申込書

令和 年 月 日

大崎市長 伊 藤 康 志 様

郵便番号

所在地又は住所

名称又は氏名

印

電話番号

下記の市有財産に係る市有地買受申込書を提出します。

記

1 買受申込物件

物件番号	物件の所在地
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3

※申込物件の番号を○（「丸」）で囲んでください。

※複数の物件に申込みの場合は、物件ごとに提出してください。

2 添付書類

（１）住民票（個人の場合）

登記事項証明書（会社・法人）（法人の場合）

（２）印鑑登録証明書（個人の場合）

印鑑証明書（法人の場合）

（３）誓約書

（４）身分証（個人の場合）

※添付書類は、複数の物件に参加する場合は、１部提出で可とします。

受付欄

別紙（共有名義者用）

1 買受申込物件

物件番号	物件の所在地
1	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2
2	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3

※申込物件の番号を○（「丸」）で囲んでください。

※複数の物件に申込む場合は，物件ごとに提出してください。

番号	住 所	氏 名	登録印鑑

※代表者以外の共有名義者について記入，押印してください。

誓 約 書

私は、大崎市が実施する市有財産の公募売却に係る売却への参加申込にあたり、売却要領を熟読し、次の事項について誓約します。

1 次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 大崎市から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による指名停止措置を受けている者
- (4) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は法人の役員等が同条例第5条に規定する暴力団員及び関係者等と認められる者
- (5) 不動産の売買にかかる契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者

2 この誓約書の提出後において、この誓約に反する事実が判明し、売却参加若しくは落札決定の取消し又は契約解除があっても、大崎市に対し、一切の異議、苦情を申し立てないこと。

令和 年 月 日

大崎市長 伊 藤 康 志 様

郵便番号

所在地又は住所

名称又は氏名

印

電話番号

質問・回答書 令和 年 月 日 商号又は名称 代表者氏名		
売却財産	物件番号： 所在地：	
売却日時	令和 年 月 日（ ）午前 時 分	
番 号	質問事項	回答事項
令和 年 月 日 回答者		

※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。

大崎市総務部財政課 Eメール zaisei@city.osaki.miyagi.jp

件名に「市有財産の公募売却質問」と入力のうえ送信

(条件付先着順売払方式用)

委 任 状

令和 年 月 日

大崎市長 伊 藤 康 志 様

郵便番号

所在地又は住所

名称又は氏名

印

電話番号

私は, _____ を代理人と定め, 大崎市において行う下記の市有財産の公募売却に係る申込及び契約に関する一切の権限を委任します。

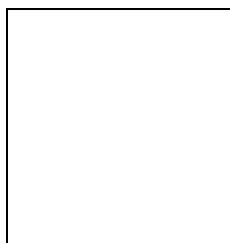
記

1 売却物件

(1) 物件番号

(2) 物件の所在地

※代理人が使用する印鑑



※複数の物件に申込み場合は, 物件ごとに提出してください。

物 件 調 書

物件番号	1					
所在地	大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2			地番	2 2 番 2	
面積（㎡）	登記簿	9 6 1 . 5 1		地目	登記簿	宅地
	実測	9 6 1 . 5 1			現況	宅地
法令等に基づく制限	都市計画区域		非線引都市計画区域内			
	用途地域		2 2 番 2		無指定	
	建ぺい率		7 0 %		容積率	2 0 0 %
	防火地域等		建築基準法第 2 2 条指定区域			
	その他					
道路等の状況	西側は、約 6 m の市道に接面しています。東側は、市所有の通路に接面しています。					
供給処理施設の状況	電気	引き込み可			東北電力（株）	
	上水道	引き込み可			大崎市上下水道部上水道施設課	
	下水道	下水道区域外			大崎市上下水道部下水道施設課	
	ガス	プロパンバス				
	引込費用等は購入者負担となります。					
交通機関 公共施設等	・ J R 陸羽東線「西古川駅」まで道路距離 0.3km ・ 小学校学区（古川西小中学校）まで道路距離約 2.0km ・ 中学校学区（古川西小中学校）まで道路距離約 2.0km ・ 大崎市役所まで道路距離約 6.3 km					
その他	・ 当該地は、西側が市道に面した土地であり、東側は市が管理する通路となっています。 ・ 立地場所は、本市の西古川地区の駅前で、地区における住宅密集地です。 ・ 当該地の北側隣接地には、公園が設置されています。 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・ 地下埋設物、地盤調査等を行っておりません。 ・ 以前の公共施設では、上水道を使用していました。					

物件番号 1 大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2 (961.51㎡)



物件番号 1 大崎市古川新堀字前田 2 2 番 2 (9 6 1 . 5 1 m²)



物 件 調 書

物件番号	2					
所在地	大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3			地番	3 2 番 3	
面積（㎡）	登記簿	7, 6 7 1. 8 2		地目	登記簿	宅地
	実測	7, 6 7 1. 8 2			現況	宅地
法令等に基づく制限	都市計画区域		非線引都市計画区域外			
	用途地域					
	建ぺい率		容積率			
	防火地域等		建築基準法第 2 2 条指定区域			
	その他					
道路等の状況	西側は，約 4 m の市道に接面しています。東側は，市所有の通路に接面しています。					
供給処理施設の状況	電気	引き込み可		東北電力（株）		
	上水道	引き込み可		大崎市上下水道部上水道施設課		
	下水道	下水道区域内		大崎市上下水道部下水道施設課		
	ガス	プロパンバス				
	引込費用等は購入者負担となります。					
交通機関 公共施設等	・ J R 東北本線「松山町駅」まで道路距離 450m ・ 小学校学区（松山小学校）まで道路距離約 1.3km ・ 中学校学区（松山中学校）まで道路距離約 2.7km ・ 大崎市役所松山総合支所まで道路距離約 1.1 km					
その他	・ 当該地は，西側が市道に面した土地であり，東側の通路は市営住宅に繋がっています。水路を隔てて，北側に 2 車線の県道があります。 ・ 立地場所は，松山地域の駅前の住宅密集地域になります。 ・ 敷地内に，電柱が設置されています。 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・ 地下埋設物，地盤調査等はありません。 ・ 北側には，水路があります。 ・ 以前の公共施設では，上水道を使用していました。					

物件番号 2 大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3 (7, 671.82㎡)



物件番号 2 大崎市松山金谷字鍋田 3 2 番 3 (7 , 6 7 1 . 8 2 m²)

